

令和3年度答申第64号
令和4年1月21日

諮問番号 令和3年度諮問第60号（令和3年11月19日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 一般貸切旅客自動車運送事業の更新不許可処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、道路運送法（昭和26年法律第183号）8条4項において準用する同法5条1項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新申請（以下「本件更新申請」という。）をしたところ、A運輸局長（以下「処分庁」という。）が、同法8条4項において準用する同法6条の許可基準に適合するものとは認められないとして、本件更新申請を不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

(1) 旅客自動車運送事業の種類

道路運送法3条は、旅客自動車運送事業の種類は、一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）と特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）とすると規定し、一般旅客自動車運送事業の種別として、

一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）、一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗客定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）及び一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により上記の国土交通省令で定める乗客定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）を掲げている（同条1号イからハマで）。

これを受けて、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）3条の2は、上記の「国土交通省令で定める乗客定員」は、11人とすると規定している。

(2) 一般旅客自動車運送事業の許可

ア 道路運送法4条1項は、一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないと規定し、同条2項は、一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別について行うと規定している。

イ 道路運送法5条1項は、一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないと規定している。

(ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 經營しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

(ウ) 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

ウ 道路運送法5条2項は、上記イの申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならないと規定している。

これを受けて、道路運送法施行規則6条1項は、上記の添付書類として、安全投資計画を記載した書類（5号）、事業収支見積りを記載した書類（6号）等を掲げている。

エ 道路運送法5条3項は、国土交通大臣は、申請者に対し、上記イ及びウに規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができると規定している。

(3) 一般旅客自動車運送事業の許可基準

道路運送法6条は、国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業の許可を

しようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬと規定している。

ア 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること（1号）。

イ 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上、適切な計画を有するものであること（2号）。

ウ 当該事業を自ら適確に遂行するに足りる能力を有するものであること（3号）。

(4) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新

ア 道路運送法8条1項は、一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うと規定している。

イ 道路運送法8条2項は、上記アの更新の申請があつた場合において、上記アの期間（以下この条において「有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後も、その処分がされるまでの間は、なおその効力を有すると規定している。

ウ 道路運送法8条4項は、同法5条から前条までの規定は、上記アの一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新について準用すると規定している。

(5) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可等に係る審査基準

一般貸切旅客自動車運送事業の許可等に係る審査を迅速かつ適切に行うために制定された「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準について」（平成12年1月6日付けA運輸局長ほか、その管内陸運支局長8名による公示。以下「本件審査基準」という。）は、次のとおり定めている。

ア 許可について

(ア) 営業区域（記1の(1)）

原則、都県単位とする。

(イ) 車両数（記1の(4)）

営業所を要する営業区域ごとに、3両（上記(4)の①）。

(ウ) 管理運営体制（記1の(7)）

営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常

勤の有資格の運行管理者の員数を確保する管理計画があること（上記(7)の③）。

(エ) 安全投資計画（記1の(9)）

輸送の安全を確保しつつ、事業を適確に遂行するために必要な投資が適切にされる計画になっていること。安全投資計画には、「ドライブレコーダーの導入計画」（上記(9)の①の(ハ)）について記載するものとする。

(オ) 事業収支見積書（記1の(10)）

安全投資計画に従って事業を遂行することについて、十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には、「営業収益」について記載するものとする（上記(10)の①の(イ)）。

事業収支見積書について、計画期間中、毎年連続で赤字となっていないこと（上記(10)の③）。

許可を申請する年の直近1事業年度において、申請者の財務状況が債務超過でないこと（上記(10)の④）。

(カ) 法令遵守（記1の(12)）

健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下「社会保険等」という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること（上記(12)の②）。

イ 許可の更新について

(ア) 上記アの定めるところに準じて審査すること（記2の(1)）。

(イ) 安全投資計画及び事業収支見積書に加え、安全投資実績及び事業収支実績報告書を提出させることとする（記2の(2)）。

(ウ) 上記(ア)に定めるところによるほか、「許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合」、「最低賃金法に基づく水準未満の賃金が支払われている場合」等に該当しないこと（記2の(3)）。

(6) 運行管理者

道路運送法23条1項は、一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を営業者をいう（同法9条6項3号）。以下同じ。）は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならないと規定している。

これを受けて、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）47条の9第1項は、旅客自動車運送事業者（旅客自動車運送事業を営業者をいう（運輸規則2条1項）。）は、一般貸切旅客自動車運送事業の場合には、事業用自動車19両以下の運行を管理する営業所ごとに、旅客自動車運送事業運行管理者資格証を有する者の中から、二人（ただし、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が4両以下であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、一人）以上の運行管理者を選任しなければならないと規定している。

(7) 権限の委任

道路運送法88条2項は、同法第2章（旅客自動車運送事業）に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができるものと規定している。

これを受けて、道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）1条2項は、一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する道路運送法第2章に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任すると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成19年7月4日、処分庁から、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた。

（事業者台帳貸切）

- (2) 審査請求人は、平成29年5月16日、処分庁に対し、道路運送法8条4項において準用する同法5条1項の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新申請（本件更新申請）をした。

（一般貸切旅客自動車運送事業更新許可申請書）

- (3) 処分庁は、令和元年12月16日付けで、審査請求人に対し、本件更新申請は道路運送法8条4項において準用する同法6条の許可基準に適合するものとは認められないとの理由を付して、本件更新申請を不許可とする処分（本件不許可処分）をした。

（一般貸切旅客自動車運送事業の更新不許可処分通知書）

- (4) 審査請求人は、令和2年3月5日、審査庁に対し、本件不許可処分を不

服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和3年11月19日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、理由説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件更新申請は、以下のとおり、本件審査基準の要件を満たしており、道路運送法8条4項において準用する同法6条の許可基準に適合しているから、本件不許可処分の取消しを求める。

(1) 車両数について

令和元年7月中旬、A運輸局の担当者から、事業用自動車が会葬限定の場合には、特例的に1両のみでよいとの回答を得ている。

(2) 運行管理者について

本件更新申請の申請書（以下「本件更新申請書」という。）の添付書類には、運行管理者一人（審査請求人の代表者の妻）を明記している。令和元年7月中旬、A運輸局の担当者から、事業用自動車が会葬限定の場合には、運行管理者は一人でよいとの回答を得ている。また、審査請求人の代表者も、運行管理者資格を有している。

(3) ドライブレコーダーの導入計画について

令和元年7月中旬、A運輸局の担当者に対し、業者に作成してもらったドライブレコーダーの導入に係る見積書をFAX送信した。

(4) 営業収益について

令和元年7月中旬、税理士に相談したところ、過去の県税と市税を支払いなさいと言われ、延滞金も含めて納税している。

(5) 社会保険等への加入について

令和元年7月中旬、日本年金機構の担当者に相談したところ、審査請求人については、労務の対価として報酬を受け取っている人がいないため、社会保険等の適用対象者がいない状態であるとの説明を受けた。

(6) 財務状況について

3事業年度連続赤字と直近1事業年度債務超過は、平成28年10月27日から事業を休止していたためである。この事業の休止は、B陸運支局の担当者から、関越道の大事故と軽井沢の大事故のために、貸切バスの取扱いが厳しくなるから、事業休止届を出しておいた方がよいとの指導を受

けて、したものである。

(7) 最低賃金法に基づく水準未滿の賃金の支払について

税理士に相談したところ、本件更新申請書に修正すべきところはないとの回答を得た。審査請求人は、代表者とその妻で維持している会社であって、それに見合った収入がなければ、賃金の支払はできないのが道理である。

(8) その他

税理士等から、令和元年度と令和2年度の努力を継続することができれば、貸切バスの仕事は、きちんとできるはずであると応援されている。審査請求人は、代表者の個人的事情により、一時、事業を休止していたにすぎず、事業を休止していなければ、赤字が連続するような事態にはならなかった。また、直近1事業年度債務超過は、税理士との相談の上で、そのような会計処理をしたにすぎず、会計処理の仕方によっては、債務超過としない取扱いも可能であった。したがって、審査請求人は、本来的には、債務超過ではなかった。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 車両数について

本件審査基準（記1の(4)の①）によれば、車両数は、営業所を要する営業区域ごとに「3両」とされているが、本件更新申請書及び添付書類には、車両数が「1両」と記載されているから、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

したがって、本件更新申請は、道路運送法8条4項において準用する同法6条2号の許可基準に適合していない。

(2) 運行管理者について

本件審査基準（記1の(7)の③）及び運輸規則47条の9第1項によれば、審査請求人の場合には、「二人」以上の運行管理者を選任しなければならないが、本件更新申請書及び添付書類には、運行管理者が「一人」と記載されているから、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

したがって、本件更新申請は、道路運送法8条4項において準用する同

法6条1号の許可基準に適合していない。

なお、処分庁は、本件不許可処分の通知書において、本件更新申請は、運行管理者の人数が不足している点で、道路運送法8条4項において準用する同法6条1号の許可基準に適合するものと認められないだけでなく、同条3号の許可基準に適合するものとも認められないと記載しているが、後者の記載は、誤記である。

(3) ドライブレコーダーの導入計画について

本件審査基準（記1の(9)の①の(ハ)）によれば、安全投資計画には、「ドライブレコーダーの導入計画」について記載するものとされているところ、運輸規則38条1項の規定に基づき制定された「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号。以下「平成13年告示」という。）及び「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平成28年国土交通省告示第1346号。以下「平成28年告示」という。）により、新車以外の登録自動車については、「平成31年（令和元年）12月1日までに」ドライブレコーダーを装着することが義務付けられている。

しかし、本件更新申請書の添付書類には、ドライブレコーダーの導入は「平成32年度（令和2年度）から」と記載され、その導入費用は「平成32年度（令和2年度）に」計上されている。

そこで、処分庁が、審査請求人に対し、補正を求めたが、審査請求人がそれに応じなかったことから、本件更新申請は、平成13年告示及び平成28年告示の定めに反し、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

したがって、本件更新申請は、道路運送法8条4項において準用する同法6条1号の許可基準に適合していない。

(4) 営業収益について

本件審査基準（記1の(10)の①の(イ)）によれば、事業収支見積書には、「営業収益」について記載するものとされ、記載された営業収益が適切に算出されているかを確認するため、更新の許可申請の場合には、実績実働日車営収及び実績実働率を記載することとされている（事業収支見積書の別紙1「営業収益の算出根拠」の注1及び注2）。審査請求人は、本件更新申請書の添付書類である事業収支見積書において、実績実働日車営収を「30,000円」、実績実働率を「66.4%」と記載しているため、

処分庁が、審査請求人に対し、上記の数値の根拠書類を提出するよう補正を求めたが、審査請求人がそれに応じなかったことから、上記の数値は、合理的な根拠を欠くものであるといわざるを得ず、審査請求人が安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有しているとは認められないため、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

したがって、本件更新申請は、道路運送法8条4項において準用する同法6条1号の許可基準に適合していない。

なお、処分庁は、本件不許可処分の通知書において、本件更新申請が、営業収益の算出根拠が不明である点で、道路運送法8条4項において準用する同法6条3号の許可基準に適合するものと認められないと記載しているが、この「3号」との部分は、「1号」の誤記である。

(5) 社会保険等への加入について

本件審査基準（記1の(12)の②）によれば、社会保険等への加入が要件とされているが、本件更新申請書の添付書類には、運転者へ支払った給与額に関し、不整合な記載がされている。

そこで、処分庁が、審査請求人に対し、補正を求めたが、審査請求人がそれに応じなかったことから、社会保険等加入義務者がいないことが明らかではないため、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

したがって、本件更新申請は、道路運送法8条4項において準用する同法6条3号の許可基準に適合していない。

(6) 財務状況について

本件審査基準（記2の(3)の(イ)）によれば、「許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合」に該当しないことが要件とされている。そして、この要件を確認するため、事業収支実績報告書（本件審査基準記2の(2)の(ロ)）には、「許可を受けようとする日の直近1事業年度の貸借対照表及び前回許可日が属する事業年度から許可を受けようとする日の直近事業年度までの各事業年度の損益計算書」を添付するものとしてされている（平成14年1月31日付けC第1493号A運輸局D部長通知「「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更許可申請等の審査基準について」の細部取扱について」（令和元年9月25日付けC第8

02号による改正前のもの。以下「本件審査基準細部取扱い」という。)の記2の「(2)(ロ)について」)。

したがって、審査請求人は、提出する事業収支実績報告書に平成28年度の貸借対照表及び平成24年度から平成28年度までの損益計算書を添付する必要があったが、平成24年度の損益計算書を添付しなかった。

そこで、処分庁が、審査請求人に対し、平成24年度の損益計算書を提出するよう補正を求めたが、審査請求人は、それに応じなかった。

また、審査請求人が提出した平成28年度の貸借対照表においては、「現金預金」及び「資本金」以外の項目は、全て「0円」と記載されているが、事業収支実績報告書においては、平成28年度においても、「運転者への給与支払い実績」及び「厚生福利費のうち健康診断に係る費用(実績)」に、それぞれ「160千円」及び「10千円」の費用が発生したとの不整合な記載がされている。

そこで、処分庁が、審査請求人に対し、補正を求めたが、審査請求人は、それに応じなかった。

そうすると、審査請求人が上記の場合に該当しないことが明らかではなく、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

したがって、本件更新申請は、道路運送法8条4項において準用する同法6条3号の許可基準に適合していない。

(7) 最低賃金法に基づく水準未滿の賃金の支払について

本件審査基準(記2の(3)の(ロ))によれば、「最低賃金法に基づく水準未滿の賃金が支払われている場合」に該当しないことが要件とされている。そして、この要件については、「申請日の直近1年間において、事業者の中で最も1か月の給与が低い運転者の当該期間の賃金支払内容を記載した書面(中略)及び「賃金台帳」等の確認書類の添付を求め、確認する」ととされている(本件審査基準細部取扱いの記2の「(3)(ロ)について」)。

審査請求人が提出した賃金台帳によると、上記の「最も1か月の給与が低い運転者」に対する平成28年4月から平成29年3月までの1年間の賃金支払額は、「0円」と記載されているが、事業収支実績報告書においては、「運転者への給与支払い実績」に「160千円」の費用が発生したとの不整合な記載がされている。

そこで、処分庁が、審査請求人に対し、補正を求めたが、審査請求人がそれに応じなかったことから、上記の場合に該当しないことが明らかでは

なく、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

したがって、本件更新申請は、道路運送法8条4項において準用する同法6条3号の許可基準に適合していない。

(8) まとめ

以上のとおり、本件更新申請は、本件審査基準の要件を満たしておらず、道路運送法8条4項において準用する同法6条の許可基準に適合していないから、本件不許可処分が違法又は不当であるとはいえない。

なお、本件不許可処分の通知書においては、道路運送法の引用条文の一部に誤記が認められるが、上記通知書には、本件更新申請が本件審査基準のどの要件を満たしていないかについては記載がされているから、上記の誤記によって行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項が求める理由付記の趣旨が損なわれているとまではいえない。

したがって、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和2年3月5日

反論書の提出期限（当初） : 同年8月13日

反論書の提出期限（再設定） : 同年9月28日

審理員意見書の提出 : 令和3年10月18日

（反論書の当初の提出期限から約1年2か月、
再設定した提出期限から約1年半月）

本件諮問 : 同年11月19日

（本件審査請求の受付から約1年8か月半）

- (2) そうすると、本件では、当初の反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに約1年2か月、再設定した反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに約1年半月もの長期間を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年8か月半もの期間を要している。本件においては、事案の経緯及び内容を踏まえると、反論書の提出期限を再設定する必要があったとは考えられないし、また、再設定した反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに1年以上の期間を必要とする事情があったとも考えられない。審査庁においては、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要が

ある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不許可処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件では、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新申請を不許可とした処分の適否が問題となっているが、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新については、道路運送法6条に規定する許可基準を準用することとされ（同法8条4項）、この許可基準に適合しているか否かを判断するに当たっては、本件審査基準に照らして審査することとされている（上記第1の1の(5)）。

- (2) そこで、以下、審査請求人のした本件更新申請が道路運送法8条4項において準用する同法6条の許可基準に適合しているか否かについて、本件審査基準に照らして検討する。

ア 車両数について

本件審査基準（記1の(4)の①）によれば、車両数は、営業所を要する営業区域ごとに「3両」とされているが、本件更新申請書（別紙「事業計画・事業施設概要書」の1の(4)の「営業所ごとに配置する事業用自動車の数」）並びに本件更新申請書の添付書類である安全投資計画（別紙2「○車両取得予定台数及び保有車両台数」、別紙3「○その他の安全確保のために必要な事項」）及び事業収支見積書（別紙1「○営業収益の算出根拠」、別紙3「事業用自動車一覧表」）には、事業用自動車が「1両」と記載されているから、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

これに対し、審査請求人は、A運輸局の担当者から、事業用自動車が会葬限定の場合には、特例的に1両のみでよいとの回答を得ていると主張する（上記第1の3の(1)）が、審査請求人に対する一般貸切旅客自動車運送事業の許可には、営業の範囲を上記の場合に限定する旨の条件は付されていない（事業者台帳貸切）し、本件更新申請の際に上記の条件付与の申請がされた形跡も認められないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

したがって、本件更新申請は、車両数が不足している点で、道路運送法8条4項において準用する同法6条2号の許可基準に適合していない。

イ 運行管理者について

本件審査基準（記1の(7)の③）及び運輸規則47条の9第1項によれば、審査請求人の場合には、「二人」以上の運行管理者を選任しなければならないが、本件更新申請書（「一般貸切旅客自動車運送事業の管理運営体制組織図（本社営業所）」）及び本件更新申請書の添付書類である安全投資計画（別紙1「運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数」）には、運行管理者が「一人」と記載されているから、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

これに対し、審査請求人は、A運輸局の担当者から、事業用自動車がかん葬限定の場合には、運行管理者は一人でよいとの回答を得ていると主張する（上記第1の3の(2)）が、上記アのとおり、審査請求人に対する一般貸切旅客自動車運送事業の許可には、営業の範囲を上記の場合に限定する旨の条件は付されていないし、本件更新申請の際に上記の条件付与の申請がされた形跡も認められないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

したがって、本件更新申請は、運行管理者の人数が不足している点で、道路運送法8条4項において準用する同法6条1号の許可基準に適合していない。

なお、この点について、本件不許可処分のお知らせは、本件更新申請が「道路運送法第8条第4項で準用する同法第6条第1号の許可基準」に適合するものと認められないだけでなく、「道路運送法第8条第4項で準用する同法第6条第3号の許可基準」に適合するものとも認められないと記載しているが、運行管理者は、自動車運送事業の運行の安全の確保に関する業務を行うために選任されるものである（上記第1の1の(6)）から、運行管理者の人数に関する本件審査基準の要件は、同号の許可基準に対応したのではないと解するのが相当である。したがって、上記通知書が道路運送法6条3号の許可基準への不適合についても言及した部分は、誤記であると認められるが、上記通知書には、本件更新申請が本件審査基準の要件（記1の(7)の③）を満たしていないことが明記されているから、上記の誤記によって行政手続法8条1項が求める理由付記の趣旨が損なわれているとまではいえず、この点で本件不許可処分が違法又は不当になるとはいえない。

ウ ドライブレコーダーの導入計画について

本件審査基準（記1の(9)の①の(ハ)）によれば、安全投資計画には、

「ドライブレコーダーの導入計画」について記載するものとされており、新車以外の登録自動車については、「平成31年（令和元年）12月1日までに」ドライブレコーダーを装着することが義務付けられている（平成28年告示の附則2項）が、本件更新申請の添付書類である安全投資計画（3の「更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要、別紙3「○その他の安全確保のために必要な事項」）及び事業収支見積書（別紙4「○その他運送費のうち安全確保のために必要な事項に係る費用」）には、ドライブレコーダーの導入は「平成32年度（令和2年度）から」と記載され、その導入費用も「平成32年度（令和2年度）に」計上されている。

そこで、処分庁が、審査請求人に対し、平成30年12月27日付け、平成31年2月14日付け、同月28日付け及び令和元年6月3日付けの各書面で補正をするよう求めたが、審査請求人がこれらに応じた形跡が認められないから、本件更新申請は、平成28年告示に違反し、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

これに対し、審査請求人は、令和元年7月中旬、A運輸局の担当者に対し、業者に作成してもらったドライブレコーダーの導入に係る見積書をFAX送信したと主張する（上記第1の3の(3)）が、上記のとおり、審査請求人は、処分庁からの多数回にわたる補正の求めに応じていないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

したがって、本件更新申請は、ドライブレコーダーの導入計画が平成28年告示に違反している点で、道路運送法8条4項において準用する同法6条1号の許可基準に適合していない。

エ 営業収益について

本件審査基準（記1の(10)の①の(イ)）によれば、事業収支見積書には、「営業収益」について記載するものとされ、記載された営業収益が適切に算出されているかを確認するため、更新の許可申請の場合には、実績実働日車営収及び実績実働率を記載することとされている（事業収支見積書の別紙1「営業収益の算出根拠」の注1及び注2）。

審査請求人は、本件更新申請書の添付書類である事業収支見積書（別紙1「営業収益の算出根拠」）において、実績実働日車営収を「30,000円」、実績実働率を「66.4%」と記載しているため、処分庁が、審査請求人に対し、平成30年12月27日付け、平成31年2月14日付け、同月28日付け及び令和元年6月3日付けの各書面で上記の数値の根

拠資料を提出するよう補正を求めたが、審査請求人がこれらに応じた形跡が認められない。

そうすると、上記の数値に合理的な根拠があるかが明らかではないため、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

これに対し、審査請求人は、税理士に相談したところ、過去の県税と市税を支払いなさいと言われ、延滞金も含めて納税していると主張する（上記第1の3の(4)）が、この主張は、上記の判断への反論になっておらず、採用することができない。

ところで、道路運送法6条各号の文言からは、本件審査基準の上記要件が同条1号の許可基準に対応したものであるのか、又は同条3号の許可基準に対応したものであるのかが明らかではないが、本件審査基準によれば、事業収支見積書は、事業者が安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有しているか否かを判断するためのものであり、安全投資計画は、事業者が輸送の安全を確保するための十分な体制が整っているか否かを判断するためのものである（上記第1の1の(5)の(エ)及び(オ)）から、事業収支見積書及び安全投資計画に関する本件審査基準は、いずれも道路運送法6条1号の許可基準に対応したものであると解するのが相当である。

したがって、本件更新申請は、営業収益の算出根拠が不明である点で、道路運送法8条4項において準用する同法6条1号の許可基準に適合していない。

なお、この点について、本件不許可処分のお知らせは、本件更新申請が「道路運送法第8条第4項で準用する同法第6条第3号の許可基準に適合するものと認められないため。」と記載しているから、この引用条文中の「第3号」との部分は、「第1号」と記載すべきところを誤記したものと認められるが、上記通知書には、本件更新申請が本件審査基準の要件（記1の(10)の①の(イ)）を満たしていないことが明記されているから、上記イと同様、上記の誤記によって行政手続法8条1項が求める理由付記の趣旨が損なわれているとまではいえず、この点で本件不許可処分が違法又は不当になるとはいえない。

オ 社会保険等への加入について

本件審査基準（記1の(12)の②）によれば、社会保険等への加入が要件とされているが、本件更新申請書の添付資料である事業収支実績報告書（1

の「一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業収支実績」、別紙1「運転者への給与支払い実績」)には、運転者に支払った給与額に関し、不整合な記載がされている。

そこで、処分庁が、審査請求人に対し、平成30年12月27日付け、平成31年1月8日付け、同年2月14日付け、同月28日付け及び令和元年6月3日付けの各書面で補正をするよう求めたが、審査請求人がこれらに応じた形跡が認められない。

そうすると、審査請求人に社会保険等加入義務者のいないことが明らかではないため、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

これに対し、審査請求人は、日本年金機構の担当者に相談したところ、審査請求人については、労務の対価として報酬を受け取っている人がいないため、社会保険等の適用対象者がいない状態であるとの説明を受けたと主張する(上記第1の3の(5))が、上記のとおり、審査請求人は、処分庁からの多数回にわたる補正の求めに応じていないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

したがって、本件更新申請は、社会保険等加入義務者がいるか否かが不明である点で、道路運送法8条4項において準用する同法6条3号の許可基準に適合していない。

カ 財務状況について

本件審査基準(記2の(3)の(イ))及び本件審査基準細部取扱い(記2の「(2)(ロ)について」)によれば、「許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合」に該当しないことが要件とされ、その要件を確認するため、事業収支実績報告書には、「許可を受けようとする日の直近1事業年度の貸借対照表及び前回許可日が属する事業年度から許可を受けようとする日の直近事業年度までの各事業年度の損益計算書」の添付が求められている。審査請求人は、平成19年7月4日に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている(上記第1の2の(1))から、その5年後に当該許可の更新を受けたと考えられ(上記第1の1の(4)のア)、平成29年5月16日に本件更新申請をしている(上記第1の2の(2))から、その提出する事業収支実績報告書には、平成28年度の貸借対照表及び平成24年度から平成28年度までの損益計算書を添付する必要があったが、審査請

求人、平成24年度の損益計算書を添付しなかった。

そこで、処分庁が、審査請求人に対し、平成30年12月27日付け、平成31年1月8日付け、同年2月14日付け、同月28日付け及び令和元年6月3日付けの各書面で平成24年度の損益計算書を提出するよう補正を求めたが、審査請求人がこれらに応じた形跡が認められない。

また、平成28年度の貸借対照表においては、「現金預金」及び「資本金」以外の項目は、全て「0円」と記載されているが、事業収支実績報告書においては、平成28年度においても、別紙1の「○運転者への給与支払い実績」及び「○厚生福利費のうち健康診断に係る費用（実績）」に、それぞれ「160千円」及び「10千円」の費用が発生したとの不整合な記載がされている。

そこで、処分庁が、審査請求人に対し、令和元年6月3日付けの書面で補正を求めたが、審査請求人がこれらに応じた形跡が認められない。

そうすると、審査請求人が上記の場合に該当しないことが明らかではないため、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

これに対し、審査請求人は、3事業年度連続赤字と直近1事業年度債務超過は、平成28年10月27日から事業を休止していたためであるなどと主張する（上記第1の3の(6)）が、審査請求人は、事業を休止するまでは、一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいたにもかかわらず、上記のとおり、平成28年度の貸借対照表において「現金預金」及び「資本金」以外の項目に一切の費用が発生していないとの記載がされていることには疑義があり、この点が補正されていないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

したがって、本件更新申請は、財務状況が債務超過等であるか否かが不明である点で、道路運送法8条4項において準用する同法6条3号の許可基準に適合していない。

キ 最低賃金法に基づく水準未達の賃金の支払について

本件審査基準（記2の(3)の(ロ)）及び本件審査基準細部取扱い（記2の「(3)(ロ)について」）によれば、「最低賃金法に基づく水準未達の賃金が支払われている場合」に該当しないことが要件とされ、この要件を確認するため、「申請日の直近1年間において、事業者の中で最も1か月の給与が低い運転者の当該期間の賃金支払内容を記載した書面（中略）及び「賃金台帳」等の確認書類」の添付が求められているところ、審査請求人から

提出された賃金台帳には、上記の「最も1か月の給与が低い運転者」に対する平成28年4月から平成29年3月までの1年間の賃金支払額が「0円」と記載されている。

しかし、本件更新申請書の添付書類である事業収支実績報告書（別紙1「○運転者への給与支払い実績」）には、平成28年度も「160千円」の費用が発生したとの不整合な記載がされている。

そこで、処分庁が、審査請求人に対し、令和元年6月3日付けの書面で補正を求めたが、審査請求人がそれに応じた形跡が認められない。

そうすると、審査請求人が上記の場合に該当しないことが明らかではないため、本件更新申請は、本件審査基準の上記要件を満たしていない。

これに対し、審査請求人は、税理士に相談したところ、本件更新申請書に修正すべきところはないとの回答を得たとか、審査請求人は、代表者とその妻で維持している会社であって、それに見合った収入がなければ、賃金の支払はできないなどと主張する（上記第1の3の(7)）が、この主張は、上記の判断への反論になっておらず、採用することができない。

したがって、本件更新申請は、最低賃金法に基づく水準未滿の賃金の支払がされているか否かが不明である点で、道路運送法8条4項において準用する同法6条3号の許可基準に適合していない。

ク 小括

上記アからキまでで検討したところによれば、本件更新申請は、道路運送法8条4項において準用する同法6条の許可基準に適合していないから、本件不許可処分は、違法又は不当とは認められない。

3 付言

本件不許可処分の通知書においては、道路運送法の引用条文の一部に誤記が認められる（上記2の(2)のイ及びエ）。これは、本件審査基準の各要件が道路運送法6条各号の許可基準のいずれに対応したものであるかを整理した資料が作成されていなかったことにその原因があると考えられたことから、当審査会が、審査庁に対し、上記の対応関係を整理した資料の作成を依頼したところ、審査庁から、「道路運送法第6条各号の具体的な審査内容について」と題する資料が提出された。

審査庁においては、地方運輸局長が、一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新申請を不許可とする処分をするに当たり、当該不許可処分の通知書において本件のような道路運送法

の引用条文の誤記をすることがないようにするため、地方運輸局長に対し、上記の資料を配布して、その内容の周知徹底を図られたい。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美